

○新旧対照表

改正後	現 行
<p>2 ページ</p> <p>本ガイドラインは、<u>再生可能エネルギー電気の利用促進に関する特別措置法（FIT／FIP制度）</u>に基づく再生可能エネルギー発電事業計画（以下、「事業計画」といいます。）の<u>新規認定申請（認定申請中を含む）</u>を行う、次の施設を対象とします。</p> <p style="text-align: center;">～中略～</p> <p>① 本ガイドライン施行以前に、FIT法に基づき事業計画の認定申請を行った施設、及び改正前（H29.3.31 以前）のFIT法に基づき設備の認定申請を行った施設についても、本ガイドラインの対象（5（1）企画立案時ア、イ（ア）、イ（イ）を除く）とします。</p> <p>また、<u>再生可能エネルギー電気の利用促進に関する特別措置法（FIT／FIP制度）R4.4.1 施行）</u>以前にFIT法に基づき事業計画の認定申請を行った施設も対象とします。</p>	<p>2 ページ</p> <p>本ガイドラインは、FIT 法に基づく再生可能エネルギー発電事業計画（以下、「事業計画」といいます。）の認定申請（認定申請中を含む）を行う、次の施設を対象とします。</p> <p style="text-align: center;">～中略～</p> <p>① 本ガイドライン施行以前に、FIT法に基づき事業計画の認定申請を行った施設、及び改正前（H29.3.31 以前）のFIT法に基づき設備の認定申請を行った施設についても、本ガイドラインの対象（5（1）企画立案時ア、イ（ア）、イ（イ）を除く）とします。</p>
<p>3 ページ</p> <p>4 用語の整理</p> <p>① 再生可能エネルギー発電事業計画</p> <p><u>再生可能エネルギー電気の利用促進に関する特別措置法（FIT／FIP制度）</u>第9条に規定する再生可能エネルギー発電事業の実施に関する計画をいいます。<u>再生可能エネルギー電気の利用促進に関する特別措置法（FIT／FIP制度）</u>に基づき電気を供給する事業を行おうとする者は、国による本事業計画の認定を受ける必要があります。</p> <p>② 太陽光発電事業者</p> <p>太陽光発電により、電気を供給する事業を行う者をいいます。</p>	<p>3 ページ</p> <p>4 用語の整理</p> <p>① 再生可能エネルギー発電事業計画</p> <p>FIT 法9条に規定する再生可能エネルギー発電事業の実施に関する計画をいいます。FIT 法に基づき電気を供給する事業を行おうとする者は、国による本事業計画の認定を受ける必要があります。</p> <p>② 太陽光発電事業者</p> <p>太陽光発電により、電気を供給する事業を行う者をいいます。</p> <p>③ 事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）</p> <p>再生可能エネルギー発電事業者（太陽光発電事業者）がFIT 法に基づ</p>

改正後	現行
<p>③ 事業計画策定ガイドライン（太陽光発電） 再生可能エネルギー発電事業者（太陽光発電事業者）が<u>再生可能エネルギー電気の利用促進に関する特別措置法（FIT/FIP制度）</u>に基づき、「遵守が求められる事項」、及び法目的に沿った適切な事業実施のために「推奨される事項」について、それぞれの考え方を記載した国のガイドラインのことをいいます。</p>	<p>き、「遵守が求められる事項」、及び法目的に沿った適切な事業実施のために「推奨される事項」について、それぞれの考え方を記載した国のガイドラインのことをいいます。</p>
<p>4 ページ</p> <p>5 事業者が実施する遵守事項、推奨事項</p> <p>本ガイドラインは、国のガイドラインに定める「適切な事業実施のために必要な措置」のうち、</p> <p>① 事業者が実施する「遵守事項」、「推奨事項」に関する自治体との手続き</p> <p>② 十分な考慮の上、土地の選定、開発計画の策定が必要な区域の設定</p> <p>③ 周辺環境への配慮事項</p> <p>などを中心に取りまとめています。</p> <p>太陽光発電事業の実施にあたっては、<u>再生可能エネルギー電気の利用促進に関する特別措置法（FIT/FIP制度）</u>の規定及び国のガイドラインを遵守してください。なお、以降の文章において、国のガイドラインに記載の「遵守が求められる事項」、「推奨される事項」に該当する事項には（国）と表記します。</p> <p>14 ページ</p> <p>6 県、市町の役割</p>	<p>4 ページ</p> <p>5 事業者が実施する遵守事項、推奨事項</p> <p>本ガイドラインは、国のガイドラインに定める「適切な事業実施のために必要な措置」のうち、</p> <p>① 事業者が実施する「遵守事項」、「推奨事項」に関する自治体との手続き</p> <p>② 十分な考慮の上、土地の選定、開発計画の策定が必要な区域の設定</p> <p>③ 周辺環境への配慮事項</p> <p>などを中心に取りまとめています。</p> <p>太陽光発電事業の実施にあたっては、FIT法の規定及び国のガイドラインを遵守してください。なお、以降の文章において、国のガイドラインに記載の「遵守が求められる事項」、「推奨される事項」に該当する事項には（国）と表記します。</p> <p>14 ページ</p> <p>6 県、市町の役割</p>

改正後	現行
<p>(1) 県の役割</p> <p>県は、本ガイドラインの周知に努めるとともに、事業者に対し、県が所管する関係法令、条例に基づく手続き等についての助言等を行います。</p> <p>① 本ガイドラインの周知</p> <p>② 事業者からの相談への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係法令、条例で規定される必要な措置や手続きの相談対応 ・本ガイドラインの説明 ・事業者からの「事業概要書」の受け取り <p>③ 市町、事業者からの求めに応じた助言等</p> <p>④ 事業者が国に提出した「廃止届」の写しの受け取り</p> <p>⑤ 関係法令、条例等の違反が疑われる場合には、市町と情報共有を図り、連携して対応するとともに、<u>再生可能エネルギー電気の利用促進に関する特別措置法（FIT/FIP制度）</u>に基づく指導・助言、改善命令、認定の取消しの措置について、国に相談を行います。</p> <p>15 ページ</p> <p>7 その他</p> <p>① <u>再生可能エネルギー電気の利用促進に関する特別措置法（FIT/FIP制度）</u>によらない出力 50kW 以上の太陽光発電施設についても、本ガイドラインを参考に事業を行うことが望まれます。</p>	<p>(1) 県の役割</p> <p>県は、本ガイドラインの周知に努めるとともに、事業者に対し、県が所管する関係法令、条例に基づく手続き等についての助言等を行います。</p> <p>① 本ガイドラインの周知</p> <p>② 事業者からの相談への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係法令、条例で規定される必要な措置や手続きの相談対応 ・本ガイドラインの説明 ・事業者からの「事業概要書」の受け取り <p>③ 市町、事業者からの求めに応じた助言等</p> <p>④ 事業者が国に提出した「廃止届」の写しの受け取り</p> <p>⑤ 関係法令、条例等の違反が疑われる場合には、市町と情報共有を図り、連携して対応するとともに、FIT法に基づく指導・助言、改善命令、認定の取消しの措置について、国に相談を行います。</p> <p>7 その他</p> <p>① FIT法によらない出力 50kW 以上の太陽光発電施設についても、本ガイドラインを参考に事業を行うことが望まれます。</p>

改正後

様式 1

本事業概要書は、「三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン」に基づき、
三重県内で再生可能エネルギー電気の利用促進に関する特別措置法による「再生可能エネルギー発電事業計画」の認定を受ける予定の出力 50kW 以上の太陽光発電施設（建築物へ設置するものを除く。）の設置を計画されている事業者の方が作成するものです。

現行

様式 1

本事業概要書は、「三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン」に基づき、
三重県内で固定価格買取制度により「再生可能エネルギー発電事業計画」の認定を受ける予定の出力 50kW 以上の太陽光発電施設（建築物へ設置するものを除く。）の設置を計画されている事業者の方が作成するものです。